

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 3 月 30 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601154号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600394号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月19日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成15年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月19日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。しかし、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された労働保険確定賃金表(15年度月別賃金算定表 15年4月~16年3月)及び同社の担当者の陳述により、請求者は請求期間に50万円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、上記労働保険確定賃金表の賞与支給欄において、請求者と同様に賞与を支給されていたことが認められる複数の同僚のうち、一人が保有する平成15年12月分の賞与明細書によれば、当該労働保険確定賃金表の同氏の賞与支給欄に記載されている金額と同額がA社から賞与として支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社から50万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 19 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 25 年 12 月 19 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1601075 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1600395 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 1 月 26 日から昭和 51 年 7 月 1 日まで

前回、A 社に勤務していた期間のうち、昭和 50 年 1 月 26 日から同年 12 月 25 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

私は A 社が倒産した昭和 51 年 6 月まで勤務していたはずなので、今回の請求期間の終期は、前回と異なり同年 7 月 1 日とした。私が請求期間に同社に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが記載された同僚の「証言書」を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求（請求期間は、昭和 50 年 1 月 26 日から同年 12 月 25 日まで）については、①請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたと主張しているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者は昭和 50 年 1 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、当該資格喪失に係る届出の受付年月日は同年 2 月 3 日と記録されており、遡及訂正等の不自然な記載は見当たらないこと、②同社の事業主は、請求者の請求期間における勤務実態、請求者に係る届出及び厚生年金保険料の控除について不明である旨陳述している上、事業主が記憶する請求期間当時の経理事務担当者は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、③上記被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる者のうち、連絡先が判明した複数の者に照会したものの、請求者の請求期間に係る勤務を確認することができないこと、④事業主が請求期間当時経理担当だったと記憶する者は、上記被保険者名簿により請求期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、請求者はこの者を知らない旨陳述していることなどから、既に平成 28 年 10 月 26 日付けで、年金記録

の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回、請求期間の終期を昭和 50 年 12 月 25 日から昭和 51 年 7 月 1 日に変更し、新たな資料として、請求者が請求期間において A 社に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが記載された同僚の「証言書」を提出し、2 回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、前述の同僚は、自身の退職後となる請求期間について記憶に基づき「証言書」を作成したとしており、その証言内容を裏付ける資料等はないと回答していることから、この「証言書」のみでは、請求期間に係る A 社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そのほか、今回調査及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、請求者の主張を裏付ける特段の事情はうかがえないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。